令和２年１０月５日

エンジェルナーサリー鹿島田園の小規模保育事業移行について

皆様が利用されているエンジェルナーサリー鹿島田園は、令和３年４月より小規模保育事業に移行します。つきましては、令和３年度以降の施設利用にあたっては、川崎市へ利用手続きを行っていただくことになりますので次のとおりお知らせします。

※横浜市民の方も同様に令和３年度以降の施設利用が可能となりますが、横浜市へ利用手続きを行っていただくことになりますので、御注意ください。

１　利用手続きについて

令和３年度以降の施設利用にあたっては、お住まいの区役所（地区健康福祉ステーション）に支給認定申請（保育の必要性の認定）及び保育所等への利用申込みが必要になります。申請期間は令和２年１０月７日（水）～１１月１０日（火）（郵送の場合は令和２年１０月２９日（木）消印有効）ですので、必ず利用申請をお願いします。なお、令和２年度に保育所等の利用申請を行い、既に支給認定証が交付されている方についても、改めて手続きをお願いします。

認可化移行施設に在籍している方の令和２年度利用に関する取り扱いは次のとおりです。

※横浜市民の方の申請期間は、令和２年１０月１２日～１１月１６日となります。詳細はお住いの区役所にお問合せください。

（１）継続して小規模保育事業移行施設に在園を希望する(他の認可保育所等を希望しない)場合

利用申込書の「入所を希望する保育所等」欄に在園している小規模保育事業移行施設のみを記入してください。１日４時間以上かつ月１６日以上の就労などの保育の必要性が認められる場合は、ランクに関係なく令和３年度以降についても継続して利用可能となります。

（２）他の認可保育所等を希望する場合

新規申し込みと同様の基準により利用調整を行います。他の認可保育所等の利用調整において入所保留となった場合に在園している小規模保育事業移行施設を継続して利用できるよう、利用申込書の「入所を希望する保育所等」欄に小規模保育事業移行施設を記入してください。

※利用申込書の提出がない場合及び希望施設に在園している小規模保育事業移行施設を記入しない場合は、在園児の保育の継続を担保できなくなりますので、必ず御提出いただき、在籍している川崎認定保育園名を記載してください。

イメージ図

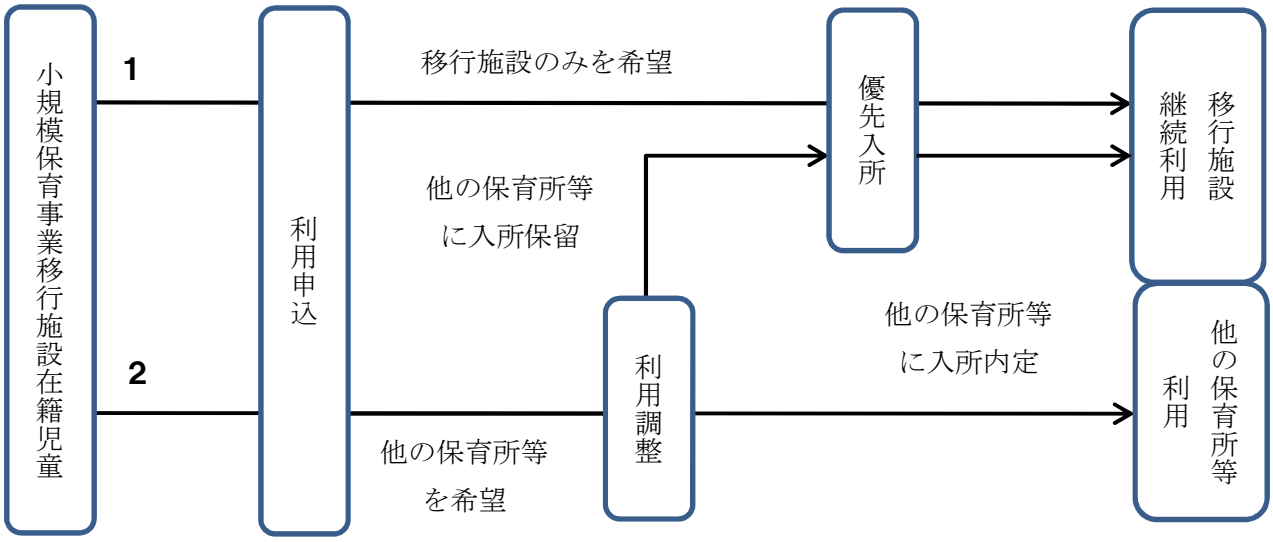

※この取り扱いは令和元年度に在籍かつ令和３年度以降も保育が必要と認められる児童（＝助成対象児童）に限定した取扱いです。

2 保育料について

小規模保育事業移行に伴い、保育料は市民税により算定されます。また、延長保育料等も市の基準により算定されます。保育料については「令和３年度保育所・幼稚園等利用案内」（令和２年 10 月上旬頃区役所窓口等にて配布）を御確認ください。

3 お問い合わせ

保育所等利用に関するお問い合わせ先

区役所（地区健康福祉ステーション）	連絡先
川崎区地域みまもり支援センター児童家庭課	201-3219
大師地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	271-0150
田島地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	322-1999
幸区地域みまもり支援センター児童家庭課	556-6688
中原区地域みまもり支援センター児童家庭課	744-3263
高津区地域みまもり支援センター児童家庭課	861-3250
宮前区地域みまもり支援センター児童家庭課	856-3258
多摩区地域みまもり支援センター児童家庭課	935-3291
麻生区地域みまもり支援センター児童家庭課	965-5158

※横浜市民の方は、横浜市内のお住まいの区役所にお問い合わせください。

川崎市こども未来局保育事業部　保育第２課
０４４－２００－３１２８